

平成22年度 土岐市国民保護協議会議事録

1. 日 時 平成22年11月26日（金）午後1時30分から午後3時まで

2. 場 所 土岐市役所3階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

- 1号委員 小谷敏明委員（国土交通省庄内川河川事務所土岐川出張所長）  
3号委員 藤井清敏委員（岐阜県東濃振興局長）  
冠者信男委員（岐阜県多治見土木事務所長）  
佐合龍也委員（多治見警察署）  
4号委員 竹内正俊委員（土岐市副市長）  
5号委員 若尾和彦委員（土岐市消防長）  
6号委員 永井 隆委員（土岐市総務部長）  
山村和由委員（土岐市市民部長）  
鈴木正貴委員（土岐市経済環境部長）  
吉田廣行委員（土岐市建設部長）  
山田幸保委員（土岐市水道部長）  
大矢伸一委員（土岐市会計管理者）  
土井元次委員（土岐市議会事務局長）  
大野剛司委員（土岐市総合病院事務局長）  
7号委員 大田良樹委員（NTT岐阜支店災害対策室長）（代理：澤田）  
水谷紀昭委員（中部電力㈱多治見営業所長）  
原田哲夫委員（日本郵便事業株式会社土岐支店長）  
8号委員 三輪洋一委員（土岐市連合自治会長）  
白石仲七委員（土岐市消防団長）  
熊谷恒朗委員（土岐医師会長）  
小嶋憲和委員（土岐市建設業組合長）  
山田泰徳委員（岐阜県LPガス協会土岐支部土岐地区長）  
佐分利鍊尔委員（土岐市社会福祉協議会会長）

会 長 大野信彦（土岐市長）

事務局 総務部次長兼総務課長 加藤 淳 司  
(3名) 総務課防災係長 神戸 詔 悟  
総務課防災係 金子 文 彦

傍聴者 0名

4. 議 事 報告事項「国民保護に関する土岐市の取り組み」  
全国瞬時警報システム（J－ALERT）の導入について  
安否情報システムの運用開始について  
→配布資料を用いて説明

議第1号 「土岐市国民保護計画の変更について」  
→事務局案どおり承認

## 5. 議 事 録

進行：加藤 総務課次長兼総務課長

### ○ 開会

進 行： それでは定刻になりましたので、早速ではございますが、ただいまより平成22年度土岐市国民保護協議会を開催させていただきます。私、本日の進行を務めさせていただきます総務課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。座って進行させていただきます。

#### 1. 会長あいさつ（土岐市長）

進 行： 開会に先立ちまして、土岐市国民保護協議会の会長であります大野信彦土岐市長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： あらためまして、皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、土岐市国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本市行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、まずは厚くお礼を申し上げます。

さて、国民保護と言いますと、なんとなくやっているといいますが、切実感がなかったわけですが、昨今は、対中政策が変わったのかわかりませんが、立て続けに尖閣諸島の中国漁船問題、朝鮮半島の延坪(ヨンピョン)島での砲撃事件などが起こり、まだまだ我々には直接関係しませんが、ずいぶん身近になってまいりました。自衛隊の方からは、小松にある航空自衛隊の基地などではいつでも出動できるようにスクランブル態勢がとられているというような話も伺っ

ております。そういったことによって我々の身の安全は守られているわけでございます。

もちろんそのようなことがないよう願っておりますが、いつなんどきテロがあるかわかりませんし、まさか、砲弾は飛んでこないとは思いますが、万が一そういうことがあっても市民を守るために、やらなければならないことを推し進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日は土岐市に整備されております国民の保護に関する設備と国民保護計画の修正につきましてご協議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたしますとともに、開会にあたりましてのあいさつと、日頃のご指導、ご協力に対するお礼の言葉とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

## 2. 委員の委嘱

進 行： ありがとうございます。続きまして委員紹介並びに委嘱でございます。平成22年3月末で前任者の2年の任期が満了しておりますが、本来なら早急に委嘱をすべきところでありましたが、ご審議いただく案件がありませんでしたので、本日召集をさせていただき、委嘱させていただくものです。会長よろしく申し上げます。

会 長： 会議の開催と委員の委嘱が前後いたしました。皆様方には、引き続きよろしく願いいたします。本来なら私から委員の皆様方お一人ずつに委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、皆様のお席にあらかじめお配りさせていただきました。

今後ともよろしく願いいたします。

進 行： 委員名簿につきましては委嘱状とともにあらかじめお配りさせていただきましたことで、大変恐縮ではございますが、委員の委嘱とご紹介に代えさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いを申し上げます。

## 3. 国民保護に関する概要説明

進 行： 土岐市国民保護計画は、平成18年度策定いたしました。その際

土岐市国民保護協議会を開催して以来の開催であり、新たに委員になられた方々もおありですので、議事に入ります前に、国民保護に関する概要についてご説明をいたします。

まず、国民保護の概要及び当協議会の位置づけ、役割についてご説明いたします。事務局お願いします。

(事務局説明)

進 行： 次に、平成18年度に策定いたしました、「土岐市国民保護計画」の内容を説明いたします。

(事務局説明)

進 行： これまでのところで、ご質問はございませんか。

(質問なし)

#### 4. 議事

進 行： それでは議事に入らせていただきます。土岐市国民保護協議会条例第4条の規定により、これからの議事進行を会長にお願いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 議題 「土岐市国民保護計画の変更（案）について

会 長： それでは定めによりまして私が議事の進行役を務めさせていただきますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。  
まず、はじめに土岐市国民保護計画の変更（案）につきまして、事務局より説明させますのでよろしくお願いを申し上げます。

事務局： (事務局説明)

会 長： ただいま土岐市国民保護計画の変更（案）についてご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いを申し上げ

げます。ご意見、ご質問はございませんか。

質問がないようでしたら私の方から質問させていただきます。安否情報システムは土岐市では導入していますか。

事務局： 安否情報システムは平成20年に消防庁が開発し、運用を開始しており、現在、全市町村が使用できる状態になっております。

会 長： J-ALERT はどうですか。

事務局： 後ほど説明させていただく予定でしたが、土岐市では既に J-ALERT の運用を開始しております。現在は J-ALERT の機能を改善する高度化作業を実施しております。

会 長： J-ALERT の全国の導入状況はどうですか。

事務局： 平成22年3月1日時点におきまして、全国344市町村が導入しており、整備率は19.1%となっております。土岐市は既に整備されておりますので、この344市町村の1つとなります。

委 員： このシステム（J-ALERT）は災害時など電力供給のない状況などまったく通信手段がない状況でも使用できるものですか。

事務局： J-ALERT は、市町村の防災無線と連動するシステムとなっております。防災無線には自家発電装置や無停電電源装置（UPS）が備えられておりますので、停電時などにおいてもシステムの作動は可能でございます。

委 員： 先ほど、情報が J-ALERT を通じて住民に提供される際はインターネット等を用いて情報伝達を行うという説明がありましたが、通信網が遮断された場合においては、どのように情報伝達を行いますか。

事務局： J-ALERT につきましては、インターネットは使用いたしません。国から人工衛星を介して情報を受信し、自動的に市の防災無線を起動させて情報伝達（放送）を行います。安否情報システムにつきましては、インターネットを使用しておりますので、災害時など回線が切断されるような状況においては、機能しない可能性はございます。

委員： どのようにして J-ALERT による情報伝達が行われるか、説明をお願いします。公官庁だけのシステムですか。

会長： J-ALERT は直接住民へ情報伝達するシステムであります。

事務局： J-ALERT は人工衛星を介し市町村の防災無線を自動的に起動させ、屋外のスピーカーから放送を行います。詳しくはこちらをご覧ください。（内閣府作成動画を上映）

会長： このようにサイレンが鳴ったあと、音声の流れます。防災無線につきましては、平成19年度から3年かけて防災無線機器の更新を行いました。その結果 J-ALERT のようなシステムを導入することができました。

委員： 防災無線が聞きとりにくい地域があると思うのですが、そのような地域では特に冬場など窓が閉められた室内では放送が聞こえないのではと思います。また屋外においても地形などの影響ではっきり聞こえないこともあります。せっきくの設備ですので、しっかりと整備していただきたいと思います。

会長： J-ALERT の PR を含めて周知を図ってまいります。

事務局： 平成19年度から3年間かけて行った防災無線の工事は基本的には既存設備の更新でございましたが、新しいスピーカーを3年間で26本増やしました。ただし、それでもすべての地域を網羅できているとは思っておりませんが、どうしてもスピーカーを設置することが難しい地域もございます。そういった地域に関しましては屋内で広報を聞くことができる受信機（戸別受信機）の貸与を行っております。今後も難聴地域の解消に努めてまいります。

ただ、防災無線に関しましては、一定の限界もあると思っております。たとえば暴風や大雨などの気象条件下では屋外からの放送が聞こえないという状況も考えられます。そのような状況においては、市職員や消防団、自主防災組織などによる戸別訪問も情報伝達の手段として考えております。土岐市では「自主防災力の強化」ということで、自主防災組織の研修会などを開催しております。そういったことの組

み合わせで対応しようと考えております。

会 長： 防災無線も万能ではないですが、使えるものは有効に使っていただきたいと思います。

会 長： 他に質問はございませんか。ないようでしたら、「土岐市国民保護計画の変更（案）について」、ご承諾いただける委員の皆様は拍手をお願いします。

ありがとうございました。それでは「土岐市国民保護計画の変更（案）について」は承認されましたので、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了することができました。

ありがとうございました。これからも皆さんの生命・財産などを守っていけるよう鋭意努力してまいります。ありがとうございました。

事務局： 今後のスケジュールにつきましては、配布資料2の6ページのとおりとなっております。

その他ということで、J-ALERT や安否情報システムについて説明させていただく予定でしたが、先ほど説明をしましたので、割愛させていただきます。せっかくの機会でございます。なんでも結構ですので、ご質問がございましたらよろしくをお願いします。

委 員： 国民保護計画につきまして、武力攻撃事態等が市内の複数地域で発生し被害が出た場合の優先順位などは定めてありますか。

事務局： 大変難しい問題ですが、そのときそのときの状況を考慮して対応するしかないと思っております。必要であれば今後の議題として本協議会で議論していただきたいと思っております。

委 員： 各団体で判断して行動するというところでよろしいですか。

事務局： そうではありませんが、場合によっては国や県と協議するなかで、市のほうから団体をお願いをすることがあるかもしれません。

委 員： 防災無線についてですが、戸別受信機というものは非常に便利なものだと思います。無線の難聴地区には配っているということでしたが、便利なものなので、あまり高価では難しいですが、個人的には有

償でも設置したいと思います。市では戸別受信機は販売しているものなのか、何か基準を設けて設置をしておるものなのですか。

事務局： 販売はしておりません。総務課で公共施設あるいは難聴地区に対して貸与をしております。戸別受信機を設置してほしいという要望がございましたら、総務課へご連絡いただければ、公共性等に鑑みまして設置することも可能かとは思いますが、個別に対応したいと思います。

会 長： 個別の事案につきましては、担当と協議してください。

事務局： 防災無線につきましては総務課が担当しておりますので、よろしくをお願いします。

その他にご質問等はございませんか。ないようですので、これもちまして、土岐市国民保護協議会を閉会させていただきます。ありがとうございます。